

## 第 7 章 自動車騒音調査結果

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正（平成 11 年）によって平成 12 年度から都道府県及び騒音規制法政令市の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」（平成 11 年 4 月施行）の達成状況等を把握するために行われている。

平成 16 年度は、県内の主要道路 11 地点において調査を行った。

### 調査地点・期間

調査地点：別府市、中津市、臼杵市、竹田市、宇佐市、国東町、日出町、挾間町、  
三重町の計 11 地点

調査期間：平成 17 年 2 月

### 調査結果

調査地点の詳細及び測定結果について、表 7 - 1 に示す。

環境規準達成状況は、昼夜の全ての基準を満足した地点は 3 地点（27%）であり、いずれか一方の基準を達成した地点は 5 地点（45%）、昼夜ともに基準を達成出来なかったのは 3 地点（27%）であった。

また、要請限度を超えた地点は無かった。

表 7 - 1 自動車騒音常時監視測定結果

No.	測定地点			道路名	マイクロホン 設置車線	道路の構造			測定開始 日 時	測定終了 日 時	環境 基準 類型	騒音 規制 区分	騒音レベル測定結果(デシベル)	
	市町名	地区名	住所			車線数	道路 幅員 (m)	舗装の 種類					L <sub>Aeq</sub>	
													昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
1	別府市	京 町	別府市京町	国道10号線	下り車線	6	30.4	排水性	H17.2.14	H17.2.15	C	3	70	66
2	中津市	中 殿	中津市中央町1丁目	国道10号線	上り車線	4	25.2	密 粒	H17.2.14	H17.2.15	C	3	70	66
3	臼杵市	戸 室	臼杵市大字戸室	国道217号線	上り車線	2	12.8	排水性	H17.2.14	H17.2.15	C	3	70	64
4		野 田	臼杵市大字野田	国道502号線	上り車線	4	24.9	密 粒	H17.2.14	H17.2.15	C	3	68	63
5	竹田市	会 々	竹田市大字会々	国道57号線	下り車線	2	12.0	排水性	H17.2.14	H17.2.15	C	3	72	68
6	宇佐市	北宇佐	宇佐市大字北宇佐	国道10号線	下り車線	2	12.8	排水性	H17.2.14	H17.2.15	C	3	70	69
7	国東町	田 深	国東町大字田深	国道213号線	下り車線	2	14.6	密 粒	H17.2.14	H17.2.15	C	3	68	59
8	日出町	堀地区	日出町大字日出	国道10号線	上り車線	4	31.9	排水性	H17.2.14	H17.2.15	C	2	71	68
9		堀地区	日出町大字川崎	国道213号線	上り車線	4	26.7	密 粒	H17.2.14	H17.2.15	C	2	72	65
10	挾間町	鶴 田	挾間町大字挾間	国道210号線	下り車線	2	11.3	密 粒	H17.2.14	H17.2.15	C	3	75	71
11	三重町	菅 生	豊後大野市三重町菅生	国道326号線	上り車線	2	12.9	排水性	H17.2.14	H17.2.15	B	2	70	67
道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、特別として基準値が定められている。 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を 表し、「幹線交通を担う道路」に接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル											環境基準 特別	70	65	
											要 請 限 度	75	70	

注) 網掛けは環境基準を満足しなかったことを示す。